

関電の新工程表と乾式貯蔵等に関する質問・要望書

福井県知事 杉本達治様

福井県知事は本日（3月24日）、関電の使用済燃料対策の「新工程表」を容認しました。私たちはこれに強く抗議します。以下の要望事項と質問事項への回答を求めます。

要 望 事 項

1. 関電の新工程表のフランスへの搬出は、返還廃棄物の受け入れ先が決まっていません。このような無責任な新ロードマップは撤回するよう求めること
2. 新工程表に実効性はないため、老朽原発3基の運転停止を関電に守らせること
3. 使用済燃料の乾式貯蔵の建設に同意しないこと
4. 乾式貯蔵等について、福井県内外で住民説明会を行うよう関電・国に求めること

質 問 事 項

1. 関電の新ロードマップのフランスへの搬出分（400トン）の返還廃棄物等について

関電の新工程表（新ロードマップ）は、六ヶ所再処理工場の稼働、中間貯蔵の2030年頃の操業開始を前提にするなど、その実効性はありません。

そして新たな重要な問題が浮上しています。関電は「使用済MOX燃料の再処理実証研究」として、2027年度から使用済MOX燃料を含む400トンをフランスに搬出する計画です。

しかし、再処理後に生まれる高レベル廃液ガラス固化体について、関電等は「高レベル廃棄物は日本に返還される」ことを認め、返還先は「今後検討する」とのみ東奥日報の取材に答えています。

そして青森県は、六ヶ所村では受け入れない旨を表明しています（3月8日東奥日報）。

(1-1) 返還廃棄物の受け入れ先について、関電から説明を受けたのですか？説明を受けていれば、いつ、どのような内容ですか？

(1-2) 青森県が受け入れないのであれば、福井県で受け入れるのでしょうか？

(1-3) 廃棄物の受入れ先も決まっていないようなフランスへの搬出を認めることは無責任ではないのでしょうか？福井県としての見解を示してください。

(1-4) 新工程表には実効性がないため、関電が約束したように、老朽原発3基（高浜1・2号、美浜3号）の運転を停止させるべきではないのでしょうか？

2. 使用済燃料の原発敷地内での乾式貯蔵施設の建設について

高浜原発の乾式貯蔵施設について、関電は当初、2025年の年初に建設を開始する計画でした。しかしまだ、原子力規制委員会・規制庁で設置変更の審査が続いています。審査の中では、敷地が狭いという現実により、多くの問題が出てきています。

乾式貯蔵施設の建設については、福井県の事前了解が必要になります。

(2-1) 乾式貯蔵施設の建設の事前了解を検討するための、前提条件について

- (a) 原子力規制委員会の設置変更の許可が出れば、事前了解を検討するのですか？
- (b) 設置変更の許可が出たとしても、設工認及び保安規定の認可が必要です。これらの許可・認可の結果が揃ってから、事前了解を検討するのですか？

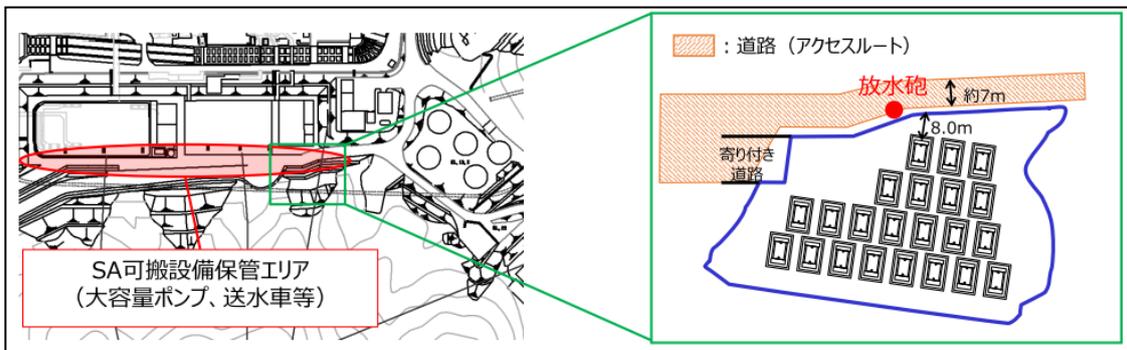
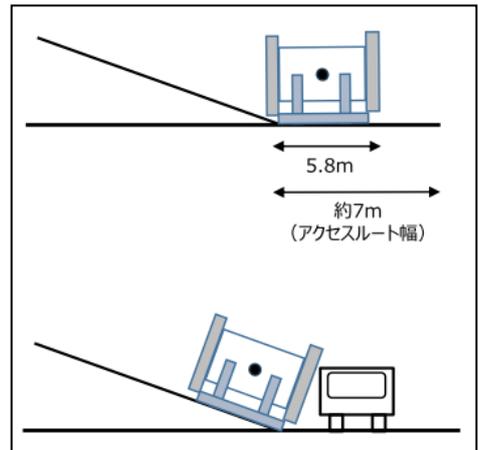
(2-2) 乾式貯蔵の問題点について

原発敷地が狭いために、積雪や土砂災害等による除熱機能の喪失等の問題があります。少なくとも下記の問題について、福井県として関電や規制庁に説明を求めていますか。県の見解を示してください。

(a) シビアアクシデント対策（重大事故対策）のアクセスルートを塞ぐ危険性について

地盤の変位・変形が生じてキャスクが斜面を滑り落ちた場合、落ちたキャスクが、重大事故対策のアクセスルートを塞ぐ危険があります。また、キャスクがアクセスルート上の可搬設備（放水砲等）と衝突した場合、可搬設備が故障する可能性があるため関電は認めています。

関電は国の審査で、アクセスルートはもう1本ある、可搬設備は予備機がある等と回答していますが、重要な設備等が使えなくなるような乾式貯蔵の設置を認めていいのでしょうか？



(図はいずれも3月4日審査会合の資料1-1。11頁、8頁より)

<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100008461?contents=NRA100008461-002-002>

(b) 格納設備の給排気口が閉塞する危険性等について

貯蔵事業許可基準規則解釈第6条には、「崩壊熱を適切に除去できるもの」の規定として、「貯蔵建屋の給排気口は積雪等により閉塞しない設計であること」と明記されています。

2024年7月12日の審査会合で石渡前規制委員は、背後の崖が崩れて大量の土砂が流れ込んできた場合の除熱が大丈夫か確認するよう求めました。

しかし関電は、格納設備ごと土砂に埋もれて給排気口が塞がる場合の除熱評価を未だ行っていません。この場合の除熱評価が必要ではないでしょうか？

また、危険な急斜面の下への設置を認めていいのでしょうか？

3. 乾式貯蔵施設や新ロードマップに関して、福井県内と関西での住民説明会の要望について

福井県内でも住民説明会を求める陳情や県への申入れが行われてきました。

私たちは、昨年6月から11月に、高浜原発から30km圏内の京都府7市町でアンケートを実施しました（アンケート総数857枚）。アンケート結果では、「乾式貯蔵について知らない」「説明すべき」がともに約8割でした。（詳細は、別紙の報告参照 <https://x.gd/uW8V7>）

このアンケート結果をもって、京都府、綾部市、宮津市に、住民説明会を開くよう求めています。そのなかで、3月7日の綾部市議会では、自民党市議から質問があり、綾部市は「住民の関心が高いため、住民説明会の開催を関電に求める」と答弁しています。さらに、事前了解の権限を京都府としても求めるべきとの意見も市議会や府議会で強まっています。

また宮津市も2月26日の私たちの申入れに対し、「乾式貯蔵施設は原発の重要な施設変更にあたる」「何年間保管するのか等、先が見えない乾式貯蔵計画について、関電は市民に説明すべき」と回答しました。滋賀県は昨年3月22日に格納設備の耐震性等について意見書を関電に提出しています。

(3-1) 県内の住民の声、アンケート結果や京都府内の自治体の声を重視して、乾式貯蔵施設や関電の新工程表について、住民説明会を開くべきではないでしょうか？

2025年3月24日

避難計画を案ずる関西連絡会



連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 原発なしで暮らしたい宮津の会/ 脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル 301号 TEL：06-6367-6580